

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 3 / 年 3 月 26 日

申請者 氏名又は名称 <sup>イケダ スイドウコウギョウ</sup> 池田水道工業株式会社  
 住所 大和高田市北本町4-21  
 代表者氏名 <sup>フクダ マコト</sup> 代表取締役 福田真一  
 電話番号 0745-52-287/  
 FAX番号 0745-23-1353  
 メールアドレス info@ikedasuido.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 12 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 31年 3月 26日

イダスイドウコウ  
池田水道工業株式会社

届出者 大和高田市北本町4-21  
代表取締役 福田真一



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	イダスイドウコウ 池田水道工業株式会社		
住 所	大和高田市北本町4-21		
フリガナ 代表者の氏名	イダスイドウコウ 代表取締役 福田真一		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名  役員の変更	代表取締役 池田春雄	代表取締役 福田真一 取締役 福田宣子	平成 31年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 3 / 年 3 月 26 日

申請者

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名

池田水道工業株式会社  
大和高田市北本町4-21  
代表取締役 福田 真一



水道事業者 殿

## 履歴事項全部証明書

奈良県大和高田市北本町4番21号  
池田水道工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-019945
商号	池田水道工業株式会社
本店	奈良県大和高田市北本町4番21号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成27年5月1日
目的	1. 管工事業 2. 水道施設工事業 3. 建設業及び土木建築工事業 4. 産業廃棄物収集運搬業 5. 前各号に付帯する一切の業務
発行可能株式総数	1000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 160株
資本金の額	金800万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。
役員に関する事項	取締役 <u>池田春雄</u> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">             平成31年 1月28日死亡              -----              平成31年 2月 8日登記           </div>
	取締役 池田笑子
	取締役 福田真一

奈良県大和高田市北本町4番21号  
池田水道工業株式会社

	取締役 福田宣子	平成31年 2月 5日就任
		平成31年 2月 8日登記
	奈良県大和高田市北本町4番21号 代表取締役 池田春雄	平成31年 1月28日死亡
		平成31年 2月 8日登記
	奈良県大和高田市大字大中8番地13 代表取締役 福田真一	平成31年 2月 5日就任
		平成31年 2月 8日登記
登記記録に関する事項	設立	平成27年 5月 1日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成31年 3月12日

奈良地方法務局葛城支局  
登記官

坂本公徳



# 款 定 証 認

同一の情報の提供

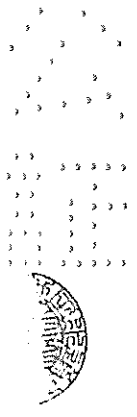
奈良県大和高田市大字大中98番地  
(大和高田市役所東隣小川ビル内)

## 高 田 公 証 役 場

公証人 内 海 洋 治

電話・大和高田(0745) 22-7166

# 池田水道工業株式会社定款



平成27年4月10日 作成

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、池田水道工業株式会社と称する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 水道施設工事業
3. 建設業及び土木建築工事業
4. 産業廃棄物収集運搬業
5. 前各号に付帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県大和高田市に置く。

### (機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

### (公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式



(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。  
当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。  
ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当社の株式につき質権の登録を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有す

る株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

### 第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

#### 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、1人以上5名以内とする。

(資 格)

第22条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第23条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当社に取締役2人以上いるときは代表取締役1人を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。  
③ 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第26条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第29条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第30条 当社の設立に際して出資される財産の価額は金800万円とし、その全額を資本金とする。

(最初の事業年度)

第31条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成28年4月30日までとする。

(設立時の役員)

第32条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 池 田 春 雄

設立時取締役 池 田 笑 子

設立時取締役 福 田 真 一

(設立時の代表取締役)

第33条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

奈良県大和高田市北本町4番21号  
設立時代表取締役 池田春雄

(発起人)

第34条 当会社の発起人の氏名又は名称、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

奈良県大和高田市北本町4番21号  
池田春雄  
普通株式100株 金500万円

奈良県大和高田市北本町4番21号  
池田笑子  
普通株式60株 金300万円

(定款に定めのない事項)

第35条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、池田水道工業株式会社を設立のため、発起人池田春雄外1名の定款作成代理人である司法書士松下宏は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

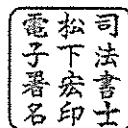
平成27年4月10日

発起人 奈良県大和高田市北本町4番21号  
池田春雄

発起人 奈良県大和高田市北本町4番21号  
池田笑子

上記発起人2名の定款作成代理人

奈良県大和高田市北本町3番15号  
司法書士 松下 宏



# 同一の情報の提供

提供の日付： 2015年4月10日

公証人： 14020004 内海洋治

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

請求対象の登簿管理番号： 15-1402000402000626

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2015年4月10日

請求対象の処理公証人： 14020004 内海洋治

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。



この写しは 原本と相違ありません。

2019年 3月26日

大和高田市北本町4-21

池田水道工業株式会社

代表取締役 福田真一

TEL0745-52-2871

